

平成29年11月新発田市教育委員会定例会会議録

○ 議事日程

平成29年11月7日（火曜日） 午前9時30分 開 会
豊浦庁舎 2階 教育委員会会議室

日程第1 会議録署名委員の指名について

日程第2 前回定例会会議録の承認について

日程第3 教育長職務報告

日程第4 議 題

議第 1号 平成29年度新発田市一般会計12月補正予算について

議第 2号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について

議第 3号 新発田市立学校県費負担教職員に係るストレスチェック実施規程の制定について

議第 4号 勤勉手当の成績率の運用に係る上位成績率区分適用者の推薦について

日程第5 その他

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席者

大 山 康 一 教育長

関 川 直 委 員（教育長職務代理者）

桑 原 ヒサ子 委 員

笠 原 恭 子 委 員

小 池 庸 子 委 員

○ 説明のため出席した者

教育総務課長 杉本茂樹

教育総務課長補佐 大森雅夫

学校教育課長 萩野喜弘

文化行政課長 平山真

中央図書館長 平田和彦

中央公民館長 伊藤英策

青少年健全育成センター所長（兼児童センター所長）

久住和明

○ 書記

教育総務課長補佐

佐久間与一

教育総務課学事係長

小室貴史

○ 資料確認

○大山教育長

ただ今から教育委員会平成29年11月定例会を開会します。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○大山教育長

日程第1 会議録署名委員の指名についてであります。小池委員を指名いたします。

日程第2 前回定例会会議録の承認について

○大山教育長

日程第2 前回定例会会議録の承認について、お諮りいたします。すでに送付してあります会議録について、ご質問等ございますか。

○大山教育長

なければ、承認の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長

挙手全員でありますので、前回定例会会議録は承認されました。

日程第3 教育長職務報告

○大山教育長

日程第3 教育長職務報告を行います。

職務報告については、既に送付してあります「教育長職務報告（平成29年9月27日～平成29年10月26日分）」によりご承認願います。

○大山教育長

何か質問等ございますか。

（「なし」との声）

○大山教育長

ないようですので、教育長職務報告については、了承することとしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声）

○大山教育長

異議なしと認め、教育長職務報告は了承されました。

日程第4 議題

○大山教育長

日程第4 議題に入ります。

議第1号 平成29年度新発田市一般会計12月補正予算について、審議します。

○大山教育長

杉本教育総務課長から説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それでは議第1号 平成29年度新発田市一般会計12月補正予算についてご説明申し上げます。

議案2ページをお願いいたします。このたびの12月補正につきましては歳入はございません。歳出及び債務負担行為であります。歳出につきましては説明欄上段2つが学校教育課、上段は小学校道德教育の教師用教科書及び指導書、小学校「外国語活動」の副教材に係る経費の補正であります。下段の中学校につきましては、中学校3学年の英語の教師用教科書及び指導書に係る経費の補正予算であります。

いずれも平成30年度に使用するために、今年度中に調達をするということで進めたいということでございます。

それから3段目の青少年健全育成センターの児童クラブ運営事業につきましては、児童クラブ運営に係る国・県交付金の精算、還付に伴うものがございます。また下段の同じく青少年健全育成センターの遺児激励助成事業につきましては、当初18名を予定しておりましたが、新規に6名分が必要となったことから、12月補正により不足分を補正したいというものであります。

また、債務負担行為につきましては、住吉小学校のグラウンド整備事業であります。今年度29年度に設計を実施しております。その住吉小学校のグラウンドにつきましては、平成30年度中に完了しなければならないということで単年度で工事を行うこととなりました。その大きな理由といたしますと説明欄の2行目にありますように工事費の財源に合併特例債を充当することとなりました。合併特例債の充当につきましては、合併建設計画の最終年度が平成30年度ということで、この有利な財源を執行できるのが、平成30年度で終了することから、工事もそれに伴って完成させなければならないということで、30年度中に工事を完成させるために今年度29年度中に契約を締結して、新年度に入ってから速やかに工事に着手をしたいというもので、そのため債務負担行為を設定して事業を進めたいというものであります。限度額は2億1千万円であります。

以上、議第1号につきまして、歳出及び債務負担行為についてご説明いたしました。よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問等ございますか。

○大山教育長

ご質問、ご意見等ないようでありますので、議第1号 平成29年度新発田市一般会計12月補正予算については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第1号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第2号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定について、審議します。

萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

お願いいたします。

新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定についてですが、改正点は2点あります。まず1点目ですが、学校事務職員の表現の仕方であり

ますが、今までは「上司の命を受け、事務に従事する」とありましたが、これを「事務をつかさどる」に改めさせていただきたいというものであります。また、従事する職員の職名が、「主査及び主任」とありましたが、これを「主査、主任または主事」に改めさせていただきたいというものであります。

それから介護時間の新設であります。職員が介護のために無給で介護にあたる時間を創設したいというものであります。提案理由につきましては、「議案に係る資料」をご覧ください。資料の1ページ目であります。改正理由が書いてあります。そこに義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律等の一部が改正されたとありますが、この大本の学校教育法が実は変わっております。学校教育法第37条で「事務職員は事務をつかさどる」という表現に変わりました。その表現を受けて様々な法律が変わってきておりますので、今回、新発田市立学校管理運営に関する規則を改正させていただきたいということでもあります。

なお、「主査及び主任」を「主査、主任又は主事」にいたしました。これにつきましては、若い職員が主事となっておりますが、主事が事務をつかさどれるのかという議論もあったのですが、大本の法律が「つかさどる」という表現に変わったわけですので、ここに主事を入れておかないと整合性が取れないということで、入れさせていただいております。ただ、実際、学校では、主事は校長の管理、指導を受けながら事務を執行することから、主事を入れた表現で改正させていただきたいと思っております。

次に介護時間の新設につきましては、「地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例が施行されたことに伴い介護時間が新設されました。これに伴って新発田市立学校管理運営に関する規則も改正させていただきたいというものであります。具体的に言いますと、1日2時間が限度で、30分単位で取得できます。期間としては連続する3年間、ただし無給になります。したがって、介護休暇や年次有給休暇など無給にならない休暇の取り方がたくさんありますので、現実にこの制度を利用した職員が現れるということは想定しておりません。他の制度を十分運用している中でできるのではないかと考えております。以上であります。

○大山教育長

説明が終わりましたが、何かご質問、ご意見等ございますか。

○大山教育長

ご意見、ご質問等ないようでありますので、議第2号 新発田市立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則制定については、原案のとおり可決することとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

○大山教育長

異議なしと認め、議第2号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第3号 新発田市立学校県費負担教職員に係るストレスチェック実施規程の制定について、審議します。

萩野学校教育課長から説明をお願いします。

○萩野学校教育課長

本来であれば、この実施規程はもう少し早く教育委員会にお諮りすべきところでしたが、このように間際になってしまったことを深くお詫びを申し上げます。

すでに昨年度から県費負担教職員のストレスチェックを実施するという事は決まっておりましたが、これに伴って実施規程を制定するものであります。

この規程につきましては、学校長の代表及び教職員の代表、それから教職員組合の代表等に審議をしていただきまして、作成したものであります。一番大きなものとしては、先生方にとって、このストレスチェックを受けたことによって人事上の不利を被るのではないかというのが一番の不安材料でありました。この規程ではそういったことは一切行わないんだということをしっかりと謳っている規程になっております。また、あくまでも本人の同意が必要になるので、本人が高ストレスで産業医の面談を受けるようにという結果が出たとしても、本人がそれを受けようと思わなければ受けられない形になっております。学校現場やわれわれとしましては、高ストレスの場合は、自分の精神状態、こころのストレスケアの観点から受けていただきたいという宣伝はしますが、あくまでも本人の意思に基づいて行われるという規程になっております。

本日配布したストレスチェック実施計画の資料をご覧いただきたいと思いますが、実はストレスチェックについてはすでに始まっております。間もなく先生方の方で実際にストレスチェックをコンピュータに入力して行って、その結果を見ているという形になります。今度の11月13日から26日にかけてパソコンやスマートフォンから「心のセルフチェックシステム」にアクセスし、ストレスチェックを受検ということで、資料3ページの上から2段目の段階に入っているところであります。そのあとその判定結果を見て、医師の面接指導を希望するかどうかということで、希望があれば面接指導という形になっていきます。その後いろんなことが書いてありますが、こういった流れで進んでいるということをご承知おきいただければと思います。ご審議よろしく願いいたします。

○大山教育長

説明が終わりました。何かご質問、ご意見等ございますか。

○関川教育長職務代理者

感想めいたことで申し訳ないですが、現場の職員が何らかのストレスを抱えつつ勤務にあたっているということは、推察されるわけです。したがってこういったことは早めにチェックして心身の健康を保ちながら仕事が続けられるようにといろいろ配慮をしてくださって規程を作ってくださいと私としては受け止めております。

したがって現場の校長先生などが非常に気を遣う状況になるのかなと考えてはおりますが、また、必要な手続き等煩瑣な部分もありますが、やらなければいけな

いことでもありますから、やってみて不都合な部分は改善していくということを前提にしながら、肯定的にみておりました。

ところで、8ページの第6条第1項に「ストレスチェック実施事務従事者は」という記載がありますが、第2項からは、「従事者は」となっています。こういう使い方をすることは、第1項の「ストレスチェックの実施事務従事者」の後に（以下「従事者」という。）という文言を入れるのが普通ですが、ここだけないんです。その理由をお聞きしたいと思います。

たとえば、8ページの一番上の行に「・・・勤務する医師（以下「実施者」という。）とあります。ですから実施者といえば、医師を指すということがわかるのですが、「従事者」の場合は、「ストレスチェックの実施事務従事者」を指すわけですが、特に「断わり」がないので、この従事者はなんだ、と言われかねないので、どうなのかなという疑問があります。

○萩野学校教育課長

8ページの第6条第1項のストレスチェックの実施事務従事者の後に（以下「従事者」という。）という文言を入れておかなかったというご指摘ではありますが、こちらのミスでありまして、ストレスチェックの実施事務従事者の後に（以下「従事者」という。）という文言を入れていただければありがたいと思います。

○大山教育長

その他はありますでしょうか。

○笠原委員

ストレスチェックの実施時期というのは、毎年11月になるのでしょうか。

○萩野学校教育課長

なるべく11月に実施する予定であります。

○関川教育長職務代理者

校長先生のご経験のある小池委員などは、実際に教員との面接をしながら年度当初のあたりにお話をなさいますよね。そういう機会にある程度は確認することができるので、しばらく経験、実践を積んでからの教職員のストレスを確かめるということで、この時期になるのはやむを得ないというか、時機を得ているのかなということを思いながらみていましたがどうでしょうか。現場のサイドからみてどうでしょうか。

○小池委員

人材の客観的な把握のため、客観的な把握のためというのも妥当な表現ではないと思いますが、結局、職員の様子は校長の見立てだけにしかかかってないと思います。例えばわれわれは人間ドックにあって体調管理をするのと同じような発想で自分の精神的なものをこういうふうに把握できるシステムが構築されたというのはこれから非常に大事な部分ではないかなというふうに思いますが、11月というと人事上の動きからもいろいろな情報が集まると都合がいいという意味では、もう少

し早い方がいいのかなと資料を見ながら思ったりもしました。もちろん前段で萩野課長から説明があったとおり、それがその人の何かを左右することではなくて、逆にその人の持っているものを最大限に活かすための一つの客観的な資料としてという捉えで位置付けていくようになっていけばいいのかなと思いました。いずれにしても、いま始まったばかりの制度をある程度定着するまでの期間をみて、更に良いものを作るには、まとまった年数が必要だと思います。そういうことを体験する職員が増えていく、これは自分の分析にとって非常にいいんだという実感を持つ職員が増えていくにはある程度まとまった年数が必要ではないかと思いました。基本的にはこういう時代に来ている、こういう制度も必要なんだということ感じながら資料を見ていました。

○萩野学校教育課長

時期につきましては、いろんな考え方があると思いますので、現場の声等を拾い上げていきながら、平成30年度以降、柔軟に対応していきたいと考えております。

○関川教育長職務代理者

この取扱い、機密性の保持ということが非常に重要であろうと思います。人の内面のことがデータとして出てくるわけですので。これを担当する実施者はもちろんですが実施事務従事者の校長から学校教育課職員まで、この取扱いが非常に慎重に行われなければいけないと思います。老婆心ながら申し上げておきたいと思います。

○大山教育長

その他にご質問・ご意見等ございますでしょうか。

○大山教育長

他にないようであれば、議第3号 新発田市立学校県費負担教職員に係るストレスチェック実施規程の制定については、8ページの第6条第1項の「ストレスチェックの実施事務従事者」の後に（以下「従事者」という。）を挿入することにいたしまして、可決することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

○大山教育長

異議なしと認め、議第3号については可決することに決しました。

○大山教育長

次に議第4号 勤勉手当の成績率の運用に係る上位成績率区分適用者の推薦について、審議します。

お諮りします。議第4号につきましては、個人の権利利益を害するおそれがある事項に関する案件でありますので、新発田市教育委員会会議規則第6条第1項第3号の規定に基づき、当議事は非公開としたいと思います。

当議事を非公開とすることに賛成の方の挙手をお願いいたします。

○大山教育長 挙手全員でありますので、当議事は非公開とします。

○大山教育長

萩野学校教育課長以外の職員は退席願います。

【萩野学校教育課長以外の職員は退席】

○大山教育長

それでは、議第4号の審議は終わりましたので、議事の非公開を解きます。

○大山教育長

日程第5 その他に入ります。

その他報告等ありますでしょうか。

○大森教育総務課長補佐

それでは学校統合の関係で、私の方から一点報告をさせていただきます。いま資料をお配りいたしますので少しお待ちいただきたいと思えます。

(資料配布)

○大森教育総務課長補佐

これまで紫雲寺地域におきましては、昨年、平成28年7月に紫雲寺地域統合小学校検討委員会を立ち上げまして、これまで6回の検討委員会を開催し、紫雲寺中学校区の望ましい教育環境の実現に向け検討を行ってきたところでございます。このたび、10月31日の午後7時から健康プラザしうんじにおいて開催されました検討委員会におきまして、これまでの検討について、今お配りしました資料のとおり取りまとめましたので報告をさせていただきますと思えます。

項目といたしましては4項目ございます。一つ目の項目の「学校統合について」でございますが、委員会といたしましては、「紫雲寺地域の望ましい教育環境の実現のために、地域内では賛否両論あるものの、3小学校の統合については避けられないものと考えられる。藤塚浜町内会総会での意見も十分に考慮し、市として判断すること。」となっております。

次の項目の「統合校について」でございます。「・市から提案のあった紫雲寺小学校を統合校とする考えについては、地理的要件や児童クラブ等との関係から妥当と考える。・閉校となる場合の米子小学校、藤塚小学校については、地域との協議を踏まえ、それぞれの地域の活性化に資する活用方法を検討すること。」

次の項目の「通学支援について」でございますが、「・紫雲寺小学校に統合した場合の、米子小学校、藤塚小学校の児童については、通学支援を行うこと。・紫雲寺小学校の児童にあっても、一律に通学距離で判断することなく、児童の安全安心な通学環境を確保すること。・歩道や街灯などの通学路の整備に努めること。・学校統合に関わらず、中学校への通学路の安全確保も考慮すること。」

最後に「学校教育について」でございます。「・統合後の児童間の人間関係について、不安を抱くことのないように、統合前から計画的に取り組むこと。・干拓太鼓、大漁太鼓、ブラスバンドなどの活動については、統合後のあり方について、各地域と十分検討すること。・それぞれの学年で統合前から十分に交流を図ること。」

統合するにあたり、保護者の不安に真摯に対応すること。」となっております。

これはあくまでも検討委員会での意見のとりまとめであります。検討委員会では、「賛否両論あるが、統合は避けられず、紫雲寺小学校が統合校として妥当である」という結果となっております。この検討委員会の開催と並行しまして平成29年4月27日には藤塚小学校、藤塚浜保育園の保護者の皆様による懇談会をはじめ、7月からは各小学校の保護者への説明会。また、紫雲寺保育園、米子保育園、藤塚浜保育園の各年齢層の保護者に対して、説明を行ってまいりました。また本年12月中旬には、藤塚小学校と藤塚浜保育園の保護者が合同で統合に関する賛否を問う調査を実施することとしており、下旬にはその結果が報告されることとなっております。また来年、平成30年5月には、藤塚浜町内会の総会において、藤塚浜地区としての意思決定がなされるという状況になっておりますので、現在はまだ、藤塚浜地区での最終判断には至っておりませんので、今お配りしました資料の取り扱いについては、十分ご注意をお願いしたいと思います。

これら藤塚浜の結果については、結果がでしだい、教育委員の皆様にご報告するとともに、いよいよ平成30年度上期には、「新発田市立小中学校の望ましい教育環境に関する基本方針」で目標年次としております平成33年4月の紫雲寺中学校区統合小学校の開校について市として最終判断をいただくこととなりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上ご報告といたします。

○大山教育長

紫雲寺地区の小学校統合の関係の報告がありました。委員の皆様からご質問、ご意見等ありますでしょうか。

○桑原委員

配布された資料の一番下の欄に「統合するにあたり、保護者の不安に真摯に対応すること。」と記載があり、おそらく米子小学校と藤塚小学校の保護者から出ているのだらうと思いますが、具体的にどういう不安が出ているのでしょうか。

○大森教育総務課長補佐

それぞれの小学校の保護者からは、「地域によるわだかまり、大人のわだかまり」がまだ存在しておりましてそれが原因で、いわゆる統合はするけれども、統合した学校の中で「うちの子がある地域の子どもにいじめられるのではないか」といった不安が多く寄せられています。それぞれの保育園で説明をしておりますけれども、それぞれの保育園で同じような不安が出ておりますので、そういったものが具体的に該当しております。

○桑原委員

それは地区同士が、仲が悪いということですか。「大人のわだかまり」というのは。

○大森教育総務課長補佐

仲が悪いということと、昔からのそういうしがらみがあるということだと思います。

○小池委員

この紫雲寺地域統合小学校検討委員会の組織の中には当然、3地区の代表の方も出ているわけですね。そこで「3校統合は避けられないものとする」という意思統一をしたとしても、やはり藤塚浜町内会総会の意見というものも重く見ていかないと調整が難しいということなのではないでしょうか。

○大森教育総務課長補佐

この検討委員会委員の選出方法については、それぞれ紫雲寺地区の自治会の役員の方とそれぞれの学校のPTAから選出していただいた代表の方に参加していただいておりますので、検討委員会の意見そのものが、議決権を持っているというのではなく、市から意見をお伺いしているということですので、前段にありましたとおり、その地区内では学校もそうですが賛否両論はあるけれども、「検討委員会としては仕方がないだろう」「妥当である」ということですので、それぞれの地区の町内会などの意見については聞いていく必要があると考えております。

○大山教育長

そうすると、来年の藤塚浜町内会の意思決定が出たのちに、米子と紫雲寺については、町内会等々も含めて「統合やむなし」との方向ですから、その結論が出た時に、3校統合になるのか、あるいは2校の先行統合になるのか、あるいはもう少し時間をかけてやりましょう、ということになるのかの教育委員会としての判断を求められるということになります。

そこで、教育委員会で判断したものを、また地元を示して協議に入っていくということになります。

それから、先ほど検討委員会の結論は表に出さないようにとのニュアンスで聞こえましたが、検討委員会としての結論ですから、それをお知らせするという事はしていないのでしょうか。

○大森教育総務課長補佐

まだ、PTAと保育園の方で、意思決定のアンケートを取りたいということですので、「少なくともそれまでは検討委員会としての案は出さない方がいいだろう」ということで、PTA会長からもその旨お話がありましたので、少なくとも答えが出るまでは公表しない形でいきたいと思っております。

○大山教育長

来年5月の町内会総会ではなくて12月のPTAのアンケートの結果が出るまでということですか。

○大森教育総務課長補佐

そうです。

○大山教育長

そういうことだそうです。

○大山教育長

他にご質問、ご意見等なければ、この案件についての報告はよろしいでしょうか。

○関川教育長職務代理者

一つ質問ですが、統合したあとの米子小や藤塚小をどう使うかについては、松浦とか五十公野とか米倉も含めて、どこで管理するのでしょうか。

○大山教育長

みらい創造課が担当になります。そこが主体となって庁内や教育委員会や地元との調整により活用を検討することになっています。

○関川教育長職務代理者

活用方法の調整を図るのはみらい創造課ですね。

○大山教育長

松浦小学校については前回、まだ田中課長がいるときに文化財センターでの活用ということで手を挙げましたが、お金がかかりすぎるということで、却下になりました。

○関川教育長職務代理者

仕切っているのはみらい創造課ですね。

○大山教育長

最終的には庁議で図りますが、窓口、取りまとめはみらい創造課になります。

○桑原委員

やはり学校の建物そのものが、その後一体どうなるのか。廃校となる建物はこういうふうを活用して地域の活性化につながりますという予定などを示せると、違う発想で賛成していくのではないかと思います。

○大山教育長

それはちょっと難しくて、どっちが先かという「卵が先か鶏が先か」ということで、こういうふうを活用しますと言うと「もう廃校ありきなのか」という反発を招きかねないという懸念もあります。

○桑原委員

「市としてはこういうふうを活用したいと希望している」「廃校後も放置しておくわけではありません」というように、地域に役立つような使い方を前向きに検討していきたいというようなことは示してもいいのではないかと思います。

○関川教育長職務代理者

教育委員会としては泣く泣く手放すんですよ。

あとは、みらい創造課がうまく有意義に利用できるよう取り計らっていただくということですが、私どもからどんな希望を申し上げればいいのか具体的にわかりませんが、

竹俣小学校や車野小学校がそれなりに活用されているし、赤谷小学校も「あかたにの家」として生まれ変わったというように有意義な使い方がなされているわけですので、今後、松浦、米倉などいい形で使われていけばいいと思いますし、ゆくゆくは紫雲寺地域の学校もそういう利用の仕方をいろいろ考えていくことになるのだろうと思っています。

誰がそれを仕切っているのかということについては、簡単に言えば市長さんなんですね。

○小池委員

関係課との意思の疎通を大事にして、泣く泣く手放すというその姿勢をよく伝えるというのは大事だと思います。学校がなくなるということが、イメージ的に校舎が更地になるとか、地域にとってのシンボルがなくなるといった感じになるんだと思います。

やはり地域の方とお話すると学校教育に変わる何かのエネルギーの源とか、そういったものが代わりに来ればあきらめがつくけれどもという話も聞いた経験もあります。

○関川教育長職務代理者

地域の文化センターですからね。

○小池委員

そうですね。

地域の住民感情としても泣く泣く手放すということなんだと思います。

○桑原委員

地域の方も泣く泣く手放すんだという思いを市の方も共有するというのが大事だと思います。

○小池委員

地域の方は敏感ですよ。行政主導で行政のサイクルの中に簡単に巻き込まれてしまうのではないかと本音の不安というか、税金で動いているのだから、実際はそうならざるを得ないとしても、地域の方が抱えている地域が託す夢というか、そういったものが行政の都合で簡単になぎ倒されたくないみたいな思いが、非常にあるような気がします。

またこの地域は固有の課題を抱えていると思います。

○桑原委員

教育的な環境であるとか教育の効果だけを考えれば、やはり統合しなければならないというのは明らかなんです。先ほど関川委員も小池委員もおっしゃった周辺の感情的な部分をまとめるという難しい仕事があると思います。

○関川教育長職務代理者

たとえば、藤塚小学校なんかは、津波対策の防災拠点になるんじゃないかと思っています。そういう重要な意味合いを帯びているような気がします。

そういう地域によって学校が抱えている地域に対する役割があるような気がします。

○小池委員

「あかたにの家」ができたときに、当時の校長先生とお話ししたときに、新発田市の地域の財産として海の端にあって防災の視点でもいろんな教材、価値をもっていて、そういうところを強調して、この太鼓もそうですが、そういう新発田市全体で見ても海端の一つの文化を持っている地域として、大きいんだよねというお話をしていました。赤谷は山の自然で、藤塚は海の自然ということで、市の財産としての位置づけということから地域の方に理解いただくアピールというものもあるのかなと思います。

○杉本教育総務課長

今のお話に関連しまして、今後の計画の中に具体的には、2月の市議会定例会の中に廃校となる学校に関しまして、条例を設けて活用に関しての規定を設けて貸し出しをしていきたいと考えております。具体的には今ほどお話がありましたように、現在の学校につきましては、体育館が指定避難所になっております。またグラウンドにつきましても指定避難場所になっております。ですので学校の中で災害時に対応する位置づけというのが体育館とグラウンドが明確に位置づけられておりますので、かりに統廃合となって学校ではなくなって、条例上は学校施設ではなくなったものにつきましても、その機能を地域にとって大事な機能として保持していく必要があるだろうと思います。あわせて体育館につきましては、グラウンドもそうですが、市民の社会スポーツの利用ということで、現在学校として扱っている段階では「学校開放」という形で運用しておりますけれども、市民のいろんなスポーツ等、スポーツに限りませんが、各種団体が学校を利用してスポーツ活動等を行っております。大変多くの団体が活動しておりますので、その活動場所がなくなるというわけにもいかないということで、学校ではなくなった場合でもその機能を保持していく必要があるだろうということから、いま、制度的に新しく廃校となった学校を条例で位置付けて引き続きそういった社会スポーツ等でもご利用いただけるような形を制度的に確保したいと思っております。現在の車野小学校跡地の体育館につきましても、また今後、来年の4月から廃校となる松浦、米倉につきましても、そういう形で位置づけをしていきたいということで、年明けの1月をめぐって当教育委員会の方にお諮りをして条例につきましても具体的な案文をお示しをさせていただこうということで、今検討を進めているところでございます。

一方で、公共施設については、市全体としては公共施設総合管理計画ということで、人口減少社会の中にあつて、公共施設を今あるままで使い続ける、維持していくということの難しさがあるということから、いま、スモール、ダウンサイジング化をしていくという計画の中で、今後、学校跡地もどのようにしていくかということは、教育委員会としていろいろご意見、ご指導をいただかなければなりませんけれども、市全体としても、教育長からお話がありましたようにみらい創造課が中心となって、また一方では財産管理の立場から公共施設の管理計画をどのようにしていくかということで、実施計画も作って検討を進めているところであります。それらの中に載せながら学校跡地につきましても、検討を進めていくことにしております。また、米倉、松浦につきましては、地域の方に、地域の希望があるかということで、いろいろ投げかけはしておりますけれども、なかなか具体的なものとしてはまとまったものとしての意見は上がってきてはおりませんが、かりに地域の意見としましても、旧来のように地域が望めば、全て地域の思い通り、願いどおりにかなえるということは今後はなかなか難しいということもありますので、それらを踏まえて全庁的に検討していただくということで、考えていると

ころであります。また今ほどお話のありました仮に紫雲寺小学校に統合になった場合も、米子と藤塚につきましても、地域の意見を十分踏まえながらも今後の全体的な施設のあり方も含めて、また地域の拠点としての役割なども考えながら、また防災施設としての機能も活かしながらということで、いろんな角度から検討を進めていきたいと考えております。

○関川教育長職務代理者

今課長のお話の冒頭部分で、「教育委員会が条例の検討を進める」みたいな話があったように思いましたが、そういうふうに捉えていいんですか。

○杉本教育総務課長

廃校となった学校についての条例制定につきましては、教育委員会の方で定めていきたいと考えております。今実際に学校開放で利用されている200を超える団体の中で相当の団体が、廃校予定の学校を使っておりますので、それらを暫定的に使用許可していく上でも、根拠がなにもないということでもあります。それを教育委員会で所管する条例のもとで、スポーツにつきましては、スポーツ推進課で窓口一本化で手続きができるようにしてまいりますけれども、条例としては、教育委員会の中の条例という形で進めていきたいと考えております。

○関川教育長職務代理者

民間に貸与するというパターンなども考えて条例を作っていくということになりますか。

○杉本教育総務課長

最終的に、貸していくということになりますと、そこは今作ろうとしています廃校となった学校の条例からは外して普通財産に切り替えて貸し出しをしていくということで、あくまでも今目指しています、新たに立ち上げようとしている条例につきましては、本格的な利用が決まるまでの間、その本格的な利用というところには、売ったり貸したりというようなことで、財産を教育財産でなく、普通財産に切り替えた形のもの、その条例の対象からは外れるという形になります。

○関川教育長職務代理者

わかりました。

○大山教育長

統合の検討委員会から廃校利用まで含めてそんな考え方でありましてということで、ご了承をいただきたいと思っております。

○大山教育長

その他、報告等ありますでしょうか。

○大山教育長

ないようですので、教育委員会今後の日程・予定について、杉本教育総務課長から

説明をお願いします。

○杉本教育総務課長

それではその他資料をご覧いただきたいと思います。

年度末の3月までのものということで、今見込んでおりますものを新たに網掛けで記載しております。新たに追加したものだけご説明させていただきたいと思います。

今月11月17日の金曜日には、「渡辺義平の仕事とそのコレクション展」ということで、新発田市所蔵美術作品展のオープニングセレモニーを10時から予定しております。この渡辺義平さんにつきましては、昭和47年から54年まで新発田市の教育長をお勤めになった方でご自身の作品と、この方が所蔵されていたコレクションとしていたものを市の方に寄贈いただいたことから、文化行政課で企画展の準備を進めていくところであります。オープニングセレモニーにつきまして、ご都合がつくようでしたらご列席いただければと思います。特段、役割等をお願いするところはございませんが、よろしく願いいたします。

以下、2月につきましては、定例会と臨時会ということで、臨時会は県費教職員の関係が出てくるかと思われま。

また3月につきましては、中学校の卒業式ですが、今年度につきましては、6日と9日に分かれておりますが、6日が7校、9日が3校の予定であります。それから3月の中旬には教育委員会の退職者送別会をお願いしたいと思っております。3月の下旬の臨時教育委員会につきましては市職員の人事異動に係るものを中心になろうかと思っております。それから成人式が18日に午前と午後に分かれて計画をしております。実行委員会で計画をしておりますけれども、今のところ午前と午後の2部制での計画で進められているようであります。また詳しくは、ご案内をいたしますし、委員の皆様の日程をそれぞれ調整させていただきたいと思っております。小学校の卒業式につきましても、3月の20日と23日に分かれておりますけれども、予定をしております。委員の皆様には中学校の卒業式において告辞をお願いしております。またお願いする学校につきましても、後日調整をさせていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。今後の日程につきましては以上であります。よろしく願いいたします。

○大山教育長

よろしいでしょうか。中学校の卒業式が今年度は二つに分かれてしまいまして、修学旅行と高校入試の関係でどうしてもこうならざるを得ないということのようであります。

その後、結論は出ていないんですよね。来年は一本化するかどうかについては。

○萩野学校教育課長

はい。いま相談中であります。

○大山教育長

なければ説明のとおりでありますので、よろしく願いいたします。その他何かございますか。

○大山教育長

ないようですので、以上で教育委員会平成29年11月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。

午前10時35分 閉会

平成29年12月 日

新発田市教育委員会教育長

委員